

自治会活動の手引き

平成29年6月

芦屋市自治会連合会



はじめに

安全・安心な住みよい地域，社会で暮らすことが私たち住民の共通の願いだと思います。その思いを成就する1つの方法は，地域に暮らす住民間の繋がりを大切にすることであり，このつながりは一方的なものではなく，住民が相互に結び合っていないければなりません。この結びつきを強いものにするか，弱いままであるかは住民の認識と信頼とその活動にかかっています。

住民の認識，信頼及びその活動を織りなす手段として，自治会の設立と運営，活動があるのではないのでしょうか。

この「自治会活動の手引き」は，自治会の運営や自治会長をはじめ役員になられた方の活動に少しでもお役に立てばと思い作成しました。自治会の活動を活性化したいと思っている方々や，自治会の運営に悩んでいる方々にとって，少しでもお役に立てば幸いです。

【目 次】

1. 自治会とは	P 2
①自治会の役割	P 2
②自治会の活動	P 2
③芦屋市の自治会	P 3
2. 自治会の運営	P 4
①事業計画参考例	P 5
②収支予算書参考例	P 6
③会則参考例	P 8
3. 役員の仕事	P 12
4. 自治会への加入促進活動	P 13
①加入促進事例	P 13
②自治会の入会案内(チラシ)例	P 14
5. 補助金や相談窓口	P 16
6. 芦屋市自治会連合会とは	P 21



1. 自治会とは

① 自治会の役割

自治会（自治会・町内会・管理組合を総称して「自治会」といいます。）は、地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を快適に住み良くするために結成された任意の団体であり、地域コミュニティの中心的な担い手です。

自治会は、地域の人々がふれあい、話し合い、助け合う、地域住民の親睦と連帯の場であり、ごみなどの環境のこと・交通安全・防災や防犯、道路や公園などの環境整備、高齢者や子どもへの福祉的な活動など、様々な地域課題を発見し解決する場です。

まちをより一層住み良いものとするため、地域の人たちが、自治会を通じて、ともにこのまちを考え、運営し、時には行政運営に協力・参加し、政策を提案するなど、まちを作り上げていくことが自治会の役割です。

② 自治会の活動

自治会では様々な活動に取り組んでいます。例としては次の通りです。

親睦活動	町内親睦旅行、餅つき大会、夏祭りなど誰でも気軽に参加できるイベントを開催して、地域住民の親睦を図っています。
町内の連絡・回覧	回覧板や掲示板で町内の行事や連絡事項のお知らせや、行政からの情報や生活に役立つ情報をお知らせしています。
環境美化活動	快適で美しいまちづくりのために、地域の道路や公園の清掃活動、資源ゴミ回収などのリサイクル活動や、カラス対策の活動をしています。
防災活動	自主防災組織を結成し、万一の災害に備えた防災訓練や、緊急時の協力体制を築いています。
防犯活動	犯罪や非行のない安心して暮らせるまちづくりのために、子どもの見守りや防犯パトロールをしています。
地域の見守り活動	震災などの災害が起こったときに備えて、一人暮らしのお年寄りなどのお宅を把握して見守り活動をしています。
市への要望・陳情	町内での困りごとで、自治会だけでは解決できない問題は、自治会が住民を代表して市に要望・陳情しています。

③ 芦屋市の自治会

芦屋市には、82の自治会・町内会・管理組合で構成する、「芦屋市自治会連合会」があります。市内ではほとんどの町で自治会が組織されていますが、一部自治会がない地域もあります。

昭和54年から入居が始まった芦屋浜シーサイドタウンには、戸建て住宅・低層住宅・中層住宅・高層住宅があり、それぞれが住民自治組織を作って活動しています。中層住宅や高層住宅では、管理組合がそれぞれ自治会の役割を持って活動しているので、1つの町内に複数の自治会・管理組合が存在しています。

平成15年から分譲が始まった潮芦屋地区では、自治会が組織されていない部分も一部ありますが、分譲された街区ごとに自治会が組織され、1つの町内に複数の自治会が存在しています。

(参考) 芦屋市の自治会 (平成28年4月現在)

自治会・町内会 ・管理組合の数	82団体	内訳 自治会 63団体 町内会 6団体 管理組合 13団体
自治会加入世帯数	27,936世帯	
推計世帯数	41,772世帯	
自治会等加入率	67%	

芦屋市だけの問題ではありませんが、自治会への加入者が減り、地域のつながりが希薄になっているという話をよく聞くようになりました。多くの自治会では、加入率の低下、役員のなり手不足、若い世代の参加が少ないなどが課題となっています。また、マンションの住民はマンション管理組合の中だけで活動したり、マンションに住んでいるという理由で自治会に加入しないということもあります。

安全で安心な地域は、多くの住民の協力があって成り立ちます。会長だけに負担がかからないように、役員の選出方法や仕事の分担を工夫して、出来るだけ多くの人が自治会の仕事に関わるようにしましょう。

2. 自治会の運営

① 運営方法

自治会はその地域の住民が主体的な活動をする組織なので、活動には会員の総意が必要です。運営方法は、役員会や総会を開き、より多くの会員の意見を取り入れ、民主的に決めていきましょう。

② 意見の集約

地域で生活していくうえでの問題や意見は、みんなの課題として共有していく必要があります。多くの会員の意見や考え方を聞いて、対策等を決めていくことが自治会の基本です。

③ 会則の制定・改廃

自治会を円滑に運営していくためには、それぞれの地域の特徴を活かした会則を制定する必要があります。会則を改廃することによって、運営がしやすくなるよう工夫していきましょう。

④ 役員の選出

役員の選出については、選挙などいろいろな方法がありますが、会員の意見が反映できるような方法を会則で決めておきましょう。

役員の交代の時期はそれぞれですが、組織の活性化や次世代への円滑な引継ぎの観点からも定期的な交代も1つの方法です。短年交代で役員が変わる場合は、円滑な引継ぎができるようマニュアルを作るなど工夫をしましょう。

⑤ その他

前年度の事業報告や会計報告は、会員にお知らせしましょう。総会の場で、事業報告、会計報告を行い、新年度の事業計画・収支予算は総会で決定しましょう。

事業計画参考例

事業計画は、会員相互の連帯感を育てるための重要な部分です。多くの会員が参加できるような事業内容を考えたり、実施方法を工夫しましょう。

1. 会員相互の親睦と融和を図り、親しまれる自治会を目指す。
2. 町内の生活環境の改善・整備に努める。
3. 安全で安心な生活ができるよう、防災・防犯活動に取り組む。
4. ごみの分別、資源ごみ回収を推進する。

平成〇〇年	事業名	備考
4 月	・ 役員会 総会及び役員事務の引継ぎ準備 ・ お花見会	
5 月	・ 総会 前年度事業報告・会計報告 新年度事業計画・予算提案	
6 月	・ 役員会	
8 月	・ 役員会 ・ 夏祭り	
10 月	・ 役員会 ・ 親睦バス旅行	
12 月	・ 役員会 ・ 餅つき大会 ・ 年末防犯活動	
2 月	・ 役員会 ・ 防災訓練	
3 月	・ 会計監査	

※月に1度、会員で集まって町内の清掃・環境美化活動を実施。

※自治会だよりは、年〇回発行・配布。

ーワンポイントアドバイスー

自治会活動や行事のときの事故やケガに備えて、保険に加入しましょう。

収支予算書参考例

予算は自治会が行う事業に基づいて編成されます。予算編成には、収入のほとんどが会費や補助金であることを踏まえ、適正な管理・執行と透明性を常に確保し、会員の理解を得られるように努める必要があります。

(収入の部)

科目	新年度 予算額	前年度 決算額	増減	備考
前年度繰越金				
自治会費				会費 〇〇〇〇円×〇〇世帯
自治連 補助金				街の美化推進事業補助金 4,000円×〇回 自治会育成事業補助金 4,000円×〇回
資源ごみ 回収報奨金				市からの報奨金 4円／1キロ
資源ごみ 回収代金				資源ゴミ回収業者 からの売却代金
寄付金				
雑収入				預金利息等
合計				



(支出の部)

科目	新年度 予算額	前年度 決算額	増減	備考
会議費				総会・役員会
事業費				お花見会・夏祭り バス旅行など
活動費				会長・副会長手当 会長〇〇〇〇円 副会長〇〇〇〇円
交通費				市の会議等の交通費
慶弔費				お見舞い金など
広報費				自治会だより印刷など
消耗品費				事務用消耗品
分担金				自治連会費 8,000 円 老人会助成金〇〇〇〇円 子ども会助成金〇〇〇〇円
募金				赤十字募金 共同募金
予備費				
合計				

(参考) 会計監査

平成〇〇年度分の会計について監査を行った結果、会計処理及び収支が適正に処理され、妥当であることを認めます。

平成 年 月 日

監事（会計監査） _____ (印)

_____ (印)

会計年度が終わったら監査を行い、適正に会計処理がなされているか否かを会員に報告をしましょう。

会則参考例

自治会を円滑に運営していくためには、一定の基準を設ける必要があります。会則に基づいた運営は、会員の信頼を得るために必要です。

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は〇〇自治会と称し事務所を〇〇に置く。

(組織)

第2条 本会は、〇〇地域内の居住者をもって組織する。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、スポーツ・文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事
- (2) 交通安全、防犯、防災等に関する事
- (3) 美化、清掃等、区域内の環境整備に関する事
- (4) その他本会の目的に必要な事業及び連絡に関する事

第3章 会員

(会員の資格)

第4条 本会の会員の資格は次のとおりとする。

- (1) 正会員 第2条に定める住所を有する世帯
- (2) 賛助会員 第2条に定める区域に事務所を有する法人等

(入会)

第5条 本会に入会しようとするものは、会長に届けなければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の入会を拒んではならない。

(脱会)

第6条 会員の脱会は次の場合とする。

- (1) 世帯主の申出があったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 住所を区域外に移したとき

第4章 役員

(役員の種類)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 〇〇(その他役員) 〇名
- (4) 監事 〇名
- (5) 事務局員 〇名

(役員の選任)

第8条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査する。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときはこれを総会に報告する。
- (4) 前号の報告をするために必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。

4 事務局員は、本会の事務及び広報並びに渉外を担当する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は〇年とする、ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

第11条 役員の報酬は、会長 月額〇〇〇〇円、副会長 月額〇〇〇〇円、
会計 月額〇〇〇〇円、班長 月額〇〇〇〇円 とする。

2 役員は、本会の執行上必要な経費を、本会会計に請求することができる。

ーワンポイントアドバイスー

役員の皆さんはボランティアや、無報酬で活動していることが多いと思いますが、役員の活動の対価として、報酬や活動費を支給している自治会もあります。報酬や活動費の支給については、自治会の運営が円滑になるように、皆さんで話し合ってください。

第5章 組織

(専門部)

第12条 本会に次の専門部を置くこととする。

- (1) 総務部
- (2) 防災・防犯部
- (3) 環境部
- (4) 福祉部
- (5) 広報部
- (6) その他 子ども部, 老人部, 婦人部など…

2 各部会には, それぞれ部を代表する役員を置くこととする。

3 各部会はそれぞれの部会で随時実施した決定事項は本会に報告し, 連帯を密にし協力することとする。

第13条 会の運営を円滑に行うために, 会を小単位に分けた組(班)を置く。

2 組(班)は会員の中から組(班)長を選出する

第6章 会議

(総会の種別)

第14条 本会の総会は, 通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の開催)

第15条 通常総会は, 毎年1回〇月に開催する。

2 臨時総会は, 会員の3分の1以上から請求があったとき, または会長が必要と認めたときに会長が召集する。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は, その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第17条 総会は世帯を代表する会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし, 他の世帯を代表する会員を代理人として表決を委任したものは, 出席とみなす。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は, この規約に定めるもののほか, 出席した世帯を代表する会員の過半数をもって決し, 可否同数のときは議長の決するところによる。

第19条 役員会は, 必要に応じ会長が召集する。

第7章 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は, 毎年4月1日に始まり, 3月31日に終わる。

(経費)

第 21 条 本会の経費は、会費、補助金等、寄付金及び雑収入をもってこれを充てる。

(会費)

第 22 条 本会の会費は、年額〇〇〇〇円とし、〇月〇日までに納入しなければならない。ただし、年度途中で退会した場合、会費は返還しない。

第 8 章 慶弔

(慶弔金)

第 23 条 会員の家族に出産、または不幸があった場合、本会より慶弔金を給付する。

(1) 出産の場合、1 人につき〇〇〇〇円とする。

(2) 会員並びに同一世帯の方がご逝去された場合、香典〇〇〇〇円とする。

第 9 章 雑則

(委任)

第 24 条 この会則の施行に関し必要な事項については、〇〇（役員会など）で別に定める。

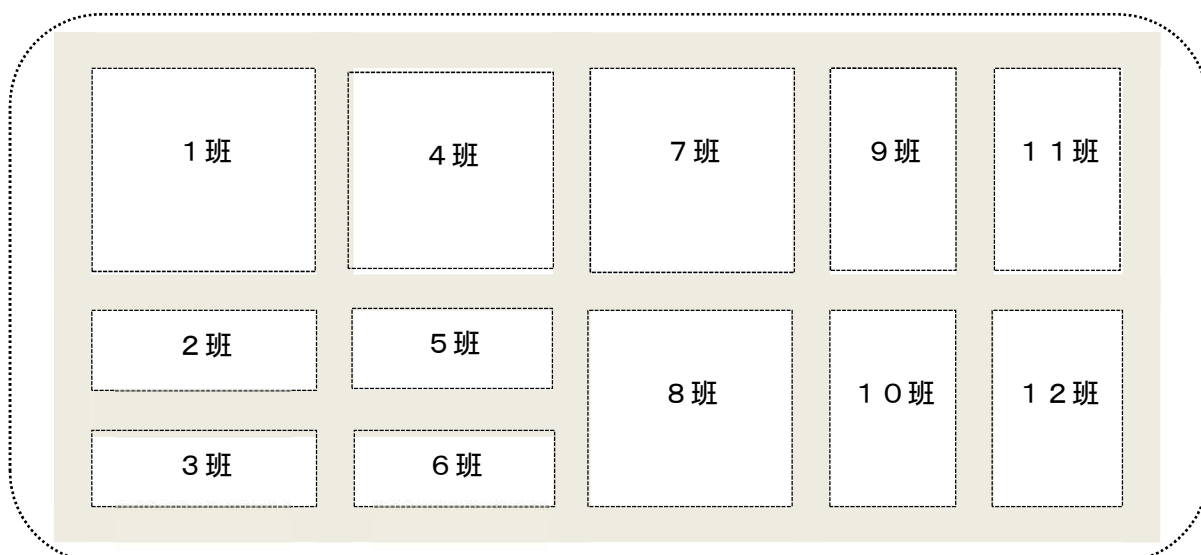
附 則

この会則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

平成〇〇年〇月〇日 第〇条 改正

平成〇〇年〇月〇日 第〇条 改正

資 料 〇〇町自治会 組(班)分け図



※マンション管理組合は、財産管理を主な目的としつつ、マンション内住民をはじめ地域住民相互のコミュニティ活動も、将来的なことを見据えると重要な要素です。管理組合として取り込むべき条項等、不明な場合は自治会連合会事務局にご相談ください。

3. 役員の仕事

自治会をまとめていくために、役員の役割を明確にしましょう。役員の皆さんはそれぞれ役割分担をしながら協力する体制を作ります。会長1人に役割が集中することがないように、役員で協力して運営に努めましょう。

現役で仕事をしているので、役員はどうしても引き受けることができないなど事情がある場合は、それぞれの自治会で話し合ってルールを決めましょう。

会長	会を代表して、いろいろな会議に出席したり、行政機関に陳情や要望を行ったりします。大事なことは、会員が仲良く、協力しやすいように会員の意見に耳を傾け、役員が仕事をしやすいように心がけることです。
副会長	会長が職務を遂行できない時に代わって、会長の職務を行い、常に会長と意志の疎通を図り、役員同士のコミュニケーションを図るよう心がけることが重要です。あらかじめ、会長との間で役割分担をしておくことも大切です。
会計	会の健全な予算執行は当然のことですが、常に帳簿などを整理し、会の運営全般にわたり財政面での考慮を要する重要なポストです。したがって、会長をはじめ、役員と常に意志の疎通を図る必要があります。 通帳と印鑑は別々に保管するなど、適正な会計処理が行われるようルールを定めましょう。
専門部長	専門部の責任者で、専門部の立場から会議に参加し意見を述べます。会議で出た意見は共有し、決定事項などを部員に伝える役割もあります。
班長・組長	日頃から会員との交流を深めながら、会員の意見を集約することが大切です。会員と自治会をつなぐパイプ役でもあり、自治会の窓口とも言えます。 主な仕事は、会費の徴収・文書配布・新規加入者の把握などです。
事務局	事務局は自治会の事務、広報、渉外を担当します。役員が代わっても、円滑な運営ができるように事務局体制を作るのもひとつの方法です。

4. 自治会への加入促進活動

今お住いの地域が、一層住みよいものになるためには、住民全体でコミュニケーションを図り、自治会活動への理解と参加を求めていくなど、開かれた組織を目指す必要があります。そのためにも、自治会への加入促進活動はとても重要です。

① 加入促進事例

- 自治会だよりなどで活動の内容を知らせる。

自治会だより・会報・チラシ・ポスターなどで、日頃から地域の行事の情報や自治会活動の様子を、自治会員だけでなく未加入世帯にも案内し、参加を求めましょう。

- 待つのではなく、未加入世帯に働きかける。

未加入世帯に加入案内チラシを持って訪問するなど、活動内容を丁寧に説明します。会員でなくても参加できる行事を開催し、参加者との交流をきっかけに自治会加入を呼びかけましょう。また、アパートやマンションの管理人にも協力をお願いし、自治会への加入を促しましょう。

- 活動しやすい運営を目指す。

役員の選出方法や仕事の分担を工夫して、できるだけ多くの人が少ない負担で自治会の仕事を担えるようにしましょう。役員の役割と責任を分担したり、参加しやすい日時に会議を設定したり、役員に年齢制限を設け役員免除の規定を作るなど工夫をしましょう。

② 自治会の入会案内（チラシ）例

平成〇〇年〇月〇日

〇〇 様

〇〇町自治会

〇〇町自治会のご案内

新しく〇〇町に引っ越して来られた〇〇さん、ご近所同士、これから末永いおつきあいをお願い申し上げます。

当〇〇町自治会では、「みんなが住み良いまち」を目指して、交流事業や安心・安全な生活環境を保つため、様々な活動に取り組んでいます。

自治会への入会は強制ではありませんが、同じ町に住むことになったご近所同士で交流を深め、困りごとがあった時やいざという時に助け合える関係が作れるよう、〇〇さんの入会をお待ちしております。

【〇〇町自治会の概要】

① 会 長 芦屋 太郎（あしや たろう）

住 所：芦屋市〇〇町口番△号

電 話：〇 7 9 7－××－××××

② 会 費 年〇〇〇〇円

③ 主な年間行事

4 月 お花見会

5 月 総会

8 月 夏祭り

10 月 親睦バス旅行

12 月 餅つき大会

2 月 防災訓練

※他にも、毎月町内の清掃活動をしたり、2カ月に1回役員会を開いています。

-----キリトリ-----

〇 〇 町 自 治 会 入 会 届

平成 年 月 日

住 所	
ふりがな	
氏名(世帯主)	
電 話	

自治会加入促進Q & A集

Q：自治会に加入すればどんなメリットがあるの？

A：コミュニケーションが広がり、行事などの活動を通じ、ご近所の方と親睦を深めることができます。これが、いざという時に役立つものです。緊急時には顔を知っているからこそ、助け合えるのではないのでしょうか。

目には見えませんが、「人脈」という財産が得られます。高齢者にとっては、身近な見守りが、子ども達には安全な通学が可能になります。これは自治会を通じて行われています。

Q：自治会への加入は必要なのでしょうか？

A：防災・防犯・ごみの収集など、生活に密接に関連した課題は、個人で解決することは難しい場合があります。このような時は、自治会の役割が必要になるので、ぜひ加入をお願いします。

Q：税金を払っているのだから、行政が地域のことをしてくれるのでは？

A：住民のニーズが多様化してきたことや、家庭や地域で新たな課題が多くなってきたことで、行政だけの対応が難しくなってきました。そこで、自治会と行政の役割を分担しながら、地域の実態に合った課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組むことが求められています。地域住民が自ら考え行動することで、行政の手の届かない所を補い、きめ細やかなまちづくりができると考えています。

Q：年間を通じて、いろいろと行事に参加しないといけないのでは？

A：交流・親睦のために、ぜひ参加していただきたいのですが、基本的には自由参加なので、ご都合がつくようでしたら参加をお願いします。



5. 補助金や相談窓口

① 補助金と担当課

● 街の美化推進事業補助金（企画部市民参画課）

〈問い合わせ：38-2007〉

目 的：地域の人達が連帯して行った街の美化活動に対して、活動費の一部を助成することで、自主活動を推進します。

対 象：芦屋市自治会連合会に加入している自治会・町内会・管理組合

対象事業：自治会等が事業計画に基づき行う清掃・美化活動

給付額：1ヶ月につき4,000円

（申請は月に1回まで、6人以上で活動した場合のみ）

申 請：所定の申請書兼報告書を毎月翌月の15日までに、事務局（市民参画課）に提出すること。ただし、3ヶ月分をまとめて提出することも可能です。

①4月～6月分	7月15日申請締め切り	8月中旬に支給
②7月～9月分	10月15日申請締め切り	11月中旬に支給
③10月～12月分	1月15日申請締め切り	2月中旬に支給
④1月～3月分	4月10日申請締め切り	5月中旬に支給

● 自治会育成事業補助金（企画部市民参画課）

〈問い合わせ：38-2007〉

目 的：地域の人達が連帯意識を高め、コミュニティの育成のために行った活動の一部を補助することで、自主活動を推進します。

対 象：芦屋市自治会連合会に加入している自治会・町内会・管理組合

対象事業：夏祭り、運動会、餅つき大会、親睦バス旅行など

給付額：1事業につき4,000円

（申請は1団体につき年間2事業まで）

申 請：所定の申請書兼報告書を事業終了後1カ月以内に事務局（市民参画課）に提出すること。

①4月～9月（上半期分）	11月中旬に支給
②10月～3月（下半期分）	5月中旬に支給

● 再生資源集団回収報奨金（市民生活部環境施設課）

〈問い合わせ：３２－５３９１〉

目 的：段ボール，雑誌，広告紙，新聞，紙パック，その他紙類，古着，缶（以下「再生資源」という。）の集団回収を実施する団体に対して，報奨金を交付することで，再生資源集団回収活動を推進するとともに，ごみ問題や再生資源に対する意識の向上を図り，資源の有効利用及びごみの減量を目的とします。

対 象：①市内の自治会，婦人会，子供会等の地域住民で構成する団体
②集団回収に参加する世帯数が２０世帯以上である団体
③月１回以上，定期的に集団回収を実施し，登録を受けた者に再生資源の収集及び運搬を依頼する団体

※事前に所定の申請書により登録をする必要があります。

報奨金：再生資源１キログラムにつき４円。

ただし，１団体につき，年度当たり８０万円を上限とする。

申 請：所定の申請書により，交付月の前月の１０日までに申請すること。

①２月～７月の回収分 １０月に交付

②８月～１月の回収分 ４月に交付

● 芦屋市住民緑化団体育成事業に係る助成制度（都市建設部公園緑地課）

〈問い合わせ：３８－２０６５〉

目 的：芦屋市内で緑化活動している団体に対し，助成金を交付することで，緑化事業を育成します。

対 象：おおむね１０名以上の市民で構成し，次の緑化活動を恒常的に行う団体

①花のあるまちづくり事業における花壇及びプランターの設置

②市が実施するモデル路線の道路緑化

③その他市長が特に必要と認めた緑化事業

使 途：①ボランティア保険

②肥料，花苗等の購入等花壇及びプランターの維持管理に要する経費

③作業用手袋，スコップ，バケツの購入等活動に要する費用

④その他連絡に要する経費

助 成：１団体につき５万円を限度とする。

申 請：所定の申請書により，毎年５月までに申請すること。

● 自主防災会育成事業補助金（都市建設部防災安全課）

〈問い合わせ：３８－２０９３〉

目 的：地域防災活動の積極的な推進を図り，地域コミュニティの活性化及び地域防災力の向上に寄与することを目的とします。

対 象：地域において活発な防災訓練等を行い，多くの地域住民が参加し，地域防災力の向上を図っていると認められる自主防災会

経 費：自主防災会の防災訓練等に要する経費 ２万円

※他にも，自主防災会の防災活動に要する資機材等を購入する経費の補助もありますので，詳細は防災安全課にお問い合わせください。

申 請：所定の申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて申請すること。

● まちづくり防犯グループ育成事業補助金（都市建設部建設総務課）

〈問い合わせ：３８－２４８０〉

目 的：自主防犯活動を促進し，市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに資することを図り，地域コミュニティの活性化及び自主防犯の向上に寄与することを目的とします。

対 象：多くの地域住民が参加し，地域において活発な自主防犯活動を行い，自主防犯の向上を図っていると認められる防犯グループ

経 費：防犯グループの防犯活動等に要する経費 ２万円

※他にも，防犯グループの防犯活動等に要する資機材等を購入する経費の補助もありますので，詳細は建設総務課にお問い合わせください。

申 請：所定の申請書に収支予算書を添えて申請すること。



② 相談窓口

相談内容	担当課	電話番号
■環 境		
ゴミの収集に関すること	収集事業課	22-2155
再生資源集団回収に関すること	環境施設課	32-5391
犬・猫などの死骸の収集に関すること	環境課	38-2050
蚊の駆除に関すること		
■福 祉		
民生委員・児童委員に関すること	地域福祉課	38-2040
避難行動要支援者に関すること	防災安全課	38-2093
高齢者福祉・老人クラブに関すること	高齢介護課	38-2044
障がい者福祉に関すること	障害福祉課	38-2043
子育てに関すること	子育て推進課	38-2045
福祉推進委員に関すること	社会福祉協議会	32-7530
■福祉の総合相談窓口		
社会福祉協議会 (子ども・高齢者・障がい者・若者等福祉全般に関する相談)		32-7530
■高齢者の総合相談窓口		
東山手高齢者生活支援センター（朝日ヶ丘・岩園小学校区）		32-7552
西山手高齢者生活支援センター（山手小学校区）		25-7681
精道高齢者生活支援センター（精道中学校区）		34-6711
潮見高齢者生活支援センター（潮見中学校区）		34-4165
■健 康		
出産・健診等に関すること	保健センター	31-1586
■教 育		
学童保育・キッズスクエアに関すること	青少年育成課	22-0358
子ども会に関すること		
青少年の愛護・相談に関すること	青少年愛護センター	31-8229
ひきこもりに関する相談	若者相談センター	22-5115
コミュニティ・スクールに関すること	生涯学習課	38-2091
■道路・公園		
市道に関すること	道路課	38-2062
公益灯に関すること		
公園に関すること	公園緑地課	38-2065
街路樹に関すること		
■河 川		
除草・清掃に関すること	下水道課	38-2064
管理に関すること(43号線以北)	西宮土木事務所	0798-39-6121

管理に関すること(43号線以南)	尼崎港管理事務所	06-6412-1361
■安 全		
防犯に関すること	建設総務課	38-2480
まちづくり防犯グループに関すること		
交通安全対策に関すること		38-2063
防災に関すること	防災安全課	38-2093
自主防災組織に関すること		
■募 金		
赤い羽根共同募金に関すること	社会福祉協議会	32-7530
緑の募金に関すること	公園緑地課	38-2065
赤十字に関すること	社会福祉課	38-2153
■その他		
芦屋市自治会連合会に関すること	市民参画課	38-2007
ボランティア・NPOに関すること	あしや市民活動センター	26-6452
福祉ボランティアに関すること	社会福祉協議会 ボランティアセンター	32-7525
小地域福祉ブロック会議に関すること	社会福祉協議会	32-7530
地域子ども会助成金に関すること	社会福祉協議会	32-7525
警察に関すること	芦屋警察署	23-0110
市役所代表電話	市役所代表	31-2121



6. 芦屋市自治会連合会とは

芦屋市自治会連合会は、市内82団体の自治会・町内会・管理組合で構成されていて、13のブロックに分かれています。芦屋市自治会連合会の活動について説明します。

① 自治会等報告書の提出と年会費の納入

芦屋市自治会連合会では、市内82団体の自治会の代表者の名簿を管理しています。総会にて、自治会の代表者が変わられましたら、速やかに自治会等報告書に総会資料(議案書・議事録等)を添えて、事務局(市民参画課)に提出してください。自治会等報告書の様式は、毎年3月末頃に代表者宛てに送付しています。

また、芦屋自治会連合会の年会費は8,000円です。総会時に納入するか、毎年6月頃から事務局で受付していますので、納入をお願いします。

② 代表者名簿の管理

代表者名簿の閲覧は、事務局(市民参画課)まで来庁し、芦屋市自治会連合会会長宛ての閲覧申請書に記名・押印をし、営利目的やプライバシーの侵害の怖れない場合のみ許可しています。下記の場合に代表者に連絡が入りますので、対応をお願いします。

- 開発行為や工事、イベント、訪問を伴う調査活動で自治会員に影響があり、事前に代表者に連絡をする必要がある場合
- 法律や行政指導等(不動産販売に伴う自治会費等の重要事項説明に該当する調査活動)で代表者に連絡する必要がある場合
- 芦屋市自治会連合会が自治会活動の一環として情報提供することが適切と判断する場合。

自治会等報告書と一緒に総会資料を提出していただきますが、総会資料は自治会等の代表者が参考にさせて頂きたいと依頼があった場合のみ開示しますが、その他外部には一切開示しません。

③ 補助金の交付

芦屋市自治会連合会から、「街の美化推進事業補助金」と「自治会育成事業補助金」を交付しています。補助金と相談窓口の項目を確認していただき、期限内に事務局(市民参画課)まで申請をしてください。

④ まちづくり懇談会

芦屋市自治会連合会主催の事業で、例年11月に開催しています。芦屋市自治会連合会は、13のブロックに分かれていて、各ブロックの代表者(理事)が地域での課題や質問を取りまとめて、まちづくり懇談会へ提出します。8月中旬までに各ブロックで意見を取りまとめ、事務局(市民参画課)まで提出して下さい。

質問に対する回答を芦屋市・教育委員会・芦屋警察署から事前に受け取り、まちづくり懇談会当日は、その回答を基に、まちづくりに関する意見交換を行います。

⑤ 芦屋市自治会連合会ホームページ

芦屋市自治会連合会のホームページでは、会議の概要や各町の自治会だより、申請書や報告書の様式を掲載していますので、ぜひご覧ください。

「芦屋市自治会連合会」で検索するか、「<http://ashiya-jichiren.jp/>」を入力して、ホームページにお入りください。



芦屋市自治会連合会

事務局

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

芦屋市企画部市民参画課内

TEL 0797-38-2007

FAX 0797-38-2004